

住宅改修・福祉用具レンタル・購入について

本人がグループホームなど施設系のサービスを利用している場合は、住宅改修や福祉用具の購入・レンタルは利用できません。

ただし、在宅の場合は以下のサービスが利用できます。

・住宅改修について

介護保険の認定を受けている方は、介護保険で適応となる住宅改修を行った場合、20万円を上限として支払った金額の1割の自己負担で工事を行うことができます。

改修費はいったん自費で全額支払っていただき、20万円以内でかかった金額の9割を償還払いします。

介護保険で適応となる改修とは、①手すりの取り付け ②床段差の解消 ③床材の変更 ④引き戸等への扉の取替 ⑤和式から洋式への便座の取替 ⑥その他(①～⑤に付帯して必要となる住宅改修) などです。

改修するには事前申請が必要です。

事前申請に必要な書類は①住宅改修費支給申請書(市役所窓口にあります) ②工事費の見積もり(本人名義)、内訳書 ③理由書(ケアマネジャーが作成) ④改修前写真(日付入り)、改修後の箇所が確認できる図面等、などが必要です。

上記の事前提出書類がそろい、市の介護保険担当部署で審査し、ケアマネに許可通知した段階で、着工が可能となります。

改修終了後に提出する書類は⑤完成後の写真(日付入り) ⑥業者に工事費を支払った際に発行される領収証(本人名義)です。

※ 改修の対象となる住宅はあくまでも本人が現に生活をしている住宅で、介護保険被保険者証に記載されている住所が対象となります。

※ 介護保険での住宅改修は在宅で生活している方を対象としたサービスなので、施設入所中の方については対象外となります。

※ 事前申請無しや、市の許可を得ずに開始した工事については、介護保険の住宅改修費の給付の対象として認められません。

・福祉用具のレンタルについて

介護保険の認定を受けている方は、下記の福祉用具を月額レンタル料の1割負担で利用することができます。

- ① 車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具
- ⑥体位変換機 ⑦工事を要しない手すり ⑧工事を要しないスロープ ⑨歩行器
- ⑩歩行補助杖 ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト(つり具の部分を除く)

※ 原則として在宅で介護を受けている方が対象となります。

※ 要介護度によって利用できる福祉用具はことなります。

・福祉用具の購入について

介護保険の認定を受けている方は、下記の特定福祉用具が年間10万円を上限として1割の自己負担で購入できます。(年間限度枠10万円を超えた部分は全額自己負担となります)

自費で購入後、特定福祉用具購入費支給申請をしていただくことで、支払った金額の9割を償還払いします。

- ① 腰かけ便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具部分

支給申請の際は、上記の申請書に領収証(本人名義)、購入した福祉用具のカタログの写しを添付してください。

※ 特定福祉用具は都道府県の指定を受けた、指定事業者から購入する必要があります。

※ 原則として在宅で介護を受けている方が対象となります。